

## 放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により放置車両確認事務（以下「確認事務」という。）を次のとおり委託したので、同法第51条の12第1項の規定により公示する。

令和3年3月23日

徳島中央警察署長

受託者の名称	国際セーフティー株式会社徳島支店
事務所の所在地	徳島県徳島市南常三島町1丁目2番地の5 里見ビル205号室
確認事務を行う区域	徳島県徳島中央警察署の管轄区域
確認事務を行う期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間